

権利放棄につき議決を求めることについて

1. 債権の概要 平成 20 年度滋賀県立近江米普及啓発施設の施設管理における指定管理者の指定の取消しに伴い生じた管理料返還金等
2. 放棄の理由 指定管理者の破産申請（平成 21 年 11 月 10 日）に基づき、破産手続が進められた結果、破産財団は財団債権および優先的破産債権の一部を弁済するにとどまり、一般債権である県の債権への弁済はなされず、破産手続が廃止（平成 25 年 11 月 25 日）されたため、「1」の債権に係る請求権を放棄しようとするもの
3. 納入義務者 滋賀県東近江市五個荘竜田町 377 番地
 有限会社小杉農園 取締役 小杉 長男
4. 放棄する額 1, 6 3 2, 2 6 4 円
 (内訳)
 - ・ 管理料返還金 (対象期間)
 986, 301 円 (平成 21 年 3 月 12 日から 3 月 31 日まで)
 - ・ 電話料金立替分 (対象期間)
 40, 849 円 (平成 21 年 1 月 6 日から 3 月 31 日まで)
 - ・ 共用部分管理費立替分 (対象期間)
 605, 114 円 (平成 21 年 2 月 1 日から 3 月 31 日まで)

(参 考)

○対象施設の名称および場所

滋賀県立近江米普及啓発施設（平成 21 年 4 月 1 日廃止）
大津市今堅田町 3 丁目 1-1（道の駅びわ湖大橋米プラザ内）

○契約期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日

○契約金額 54, 000, 000 円（3 年間）